

請求の表示

- 1 原告Aが被告に対し，平成26年4月1日以降，被告社員給与規程124条，
5 117条，82条，83条，126条及び128条並びに被告社員就業規則6
8条1項19号，同項20号，69条及び63条2項2号イが適用される労働
契約上の地位にあることを確認する。
- 2 原告Bが被告に対し，平成26年4月1日以降，被告社員給与規程124条，
117条，82条，83条，126条及び128条並びに被告社員就業規則6
10 8条1項19号，同項20号，69条及び63条2項2号イが適用される労働
契約上の地位にあることを確認する。
- 3 原告Cが被告に対し，平成26年4月1日以降，被告社員給与規程124条，
117条，82条，83条，126条及び128条並びに被告社員就業規則6
8条1項19号，同項20号，69条及び63条2項2号イが適用される労働
15 契約上の地位にあることを確認する。
- 4 原告Eが被告に対し，平成26年4月1日以降，被告社員給与規程124条，
117条，82条，83条，126条及び128条並びに被告社員就業規則6
8条1項19号，同項20号，69条及び63条2項2号イが適用される労働
契約上の地位にあることを確認する。
- 20 5 原告Fが被告に対し，平成26年4月1日以降，被告社員給与規程124条，
117条，82条，83条，126条，128条，48条及び49条並びに被
告社員就業規則68条1項19号，同項20号，69条及び63条2項2号イ
が適用される労働契約上の地位にあることを確認する。
- 6 原告Gが被告に対し，平成26年4月1日以降，被告社員給与規程124条，
25 117条，82条，83条，126条及び128条並びに被告社員就業規則6
8条1項19号，同項20号，69条及び63条2項2号イが適用される労働

契約上の地位にあることを確認する。

7 原告Hが被告に対し、平成26年4月1日以降、被告社員給与規程124条、117条、82条、83条、126条、128条、61条及び62条並びに被告社員就業規則68条1項19号、同項20号、69条及び63条2項2号イが適用される労働契約上の地位にあることを確認する。

8 原告Iが被告に対し、平成26年4月1日以降、被告社員給与規程124条、117条、82条、83条、126条、128条、61条、62条、48条及び49条並びに被告社員就業規則68条1項19号、同項20号、69条及び63条2項2号イが適用される労働契約上の地位にあることを確認する。

9 被告は、原告Aに対し、344万6640円及び別紙4-1「請求債権目録1」の「月合計」欄記載の各金員に対する「支払日」欄記載の各日の翌日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

10 被告は、原告Bに対し、342万0071円及び別紙4-2「請求債権目録2」の「月合計」欄記載の各金員に対する「支払日」欄記載の各日の翌日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

11 被告は、原告Cに対し、333万0726円及び別紙4-3「請求債権目録3」の「月合計」欄記載の各金員に対する「支払日」欄記載の各日の翌日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

12 被告は、原告Eに対し、325万1858円及び別紙4-4「請求債権目録4」の「月合計」欄記載の各金員に対する「支払日」欄記載の各日の翌日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

13 被告は、原告Fに対し、403万0447円及び別紙4-5「請求債権目録5」の「月合計」欄記載の各金員に対する「支払日」欄記載の各日の翌日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

14 被告は、原告Gに対し、363万9989円及び別紙4-6「請求債権目録6」の「月合計」欄記載の各金員に対する「支払日」欄記載の各日の翌日から

各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

15 被告は，原告Hに対し，386万6832円及び別紙4－7「請求債権目録7」の「月合計」欄記載の各金員に対する「支払日」欄記載の各日の翌日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

5 16 被告は，原告Iに対し，633万9724円及び別紙4－8「請求債権目録8」の「月合計」欄記載の各金員に対する「支払日」欄記載の各日の翌日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。